

大阪市立自然史博物館利用料金要項

制定 平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 38-2 号

(趣旨)

第1条 この要項は、大阪市立自然史博物館利用規程(以下「規程」という。)第 11 条利用料金について、必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付時期)

第2条 規程第 11 条第 1 項に規定する利用料金(以下「利用料金」という。)は、あらかじめ館長が定める日までに支払わなければならない。

(附属設備の利用料金)

第3条 規程第 11 条第2項に定める附属設備の種別及び金額は、別表のとおりとする。

(特別設備)

第4条 規程第 12 条の規定による特別の設備に係る費用は、施設の使用許可を受けた者の負担とする。

(施行の細目)

第5条 この要項の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本規定の施行前に納付された利用料金については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

区分		使用料		
		午前	午後	全日
特別 展示 室	冷房設備、暖房設備			16,000 円
	冷房設備、暖房設備	3,500 円	5,000 円	8,500 円
講 堂	拡声装置	1,800 円	1,800 円	3,600 円
	マイク	500 円	500 円	1,000 円
	ワイヤレスマイク	1,100 円	1,100 円	2,200 円
	テープレコーダー	900 円	900 円	1,800 円
	スライド映写機 (スクリーン付)	1,300 円	1,300 円	2,600 円
	16 ミリ映写機 (スクリーン付)	4,200 円	4,200 円	8,400 円
	ビデオ装置	2,200 円	2,200 円	4,400 円
	液晶プロジェクター (スクリーン付き)	1,900 円	1,900 円	3,800 円

備考 この表中「午前」とは午前 9 時 30 分から正午までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までをいい、「全日」とは午前 9 時 30 分から午後 5 時までをいう。ただし、11 月 1 日から 2 月末日までの期間については午後 5 時までを午後 4 時 30 分までとする